

(様式第13号) (第18条関係)

阿智村宿泊税への対応に向けたシステム改修事業補助金に係る取得財産管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管 場所	補助率	備考

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ)(ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ)開発研究用資産、(キ)その他の物件とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば、一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 5 補助事業完了の年度の翌年度より(補助金交付の目的及び減価償却資産の対応年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号))を勘案した期間を経過した場合、阿智村宿泊税への対応に向けたシステム改修事業補助金要綱18条4項を適用外とする(5年)